

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県公安委員会

○福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会

○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

福島県公安委員会規則第3号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第29条第1項中「法第91条」の次に「又は第91条の2第2項」を加える。

第29条の3第1項中「法第97条の2第1項第3号イ」の次に「若しくはロ」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（運転技能検査）

第29条の4 法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査は、公安委員会の指定する場所において行う。

2 前項の検査を受けようとする者は、様式第18号の3の運転技能検査受検申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 法第102条第4項の規定により、医師の診断書の提出を命ずるときは、様式第19号の6の診断書提出命令書により行う。

第36条の14の2第1項中「法第108条の2第1項第14号」を「法第108条の2第1項第15号」に改め、同条第2項中「様式第40号の3の2」を「様式第40号の3の6」に改め、同条を第36条の14の3とし、同条の前に次の1条を加える。

（若年運転者講習）

第36条の14の2 法第108条の2第1項第14号に規定する講習は、公安委員会が指定する場所又は指定講習機関において行う。

2 前項の公安委員会が指定する場所において行う講習を受けようとする者は、様式第40号の3の2の若年運転者講習受講申請書を公安委員会に、指定講習機関が行う講習

を受けようとする者は、様式第40号の3の3の若年運転者講習受講申請書を当該指定講習機関に提出しなければならない。

- 3 前項の講習を終了した者に対し、公安委員会は様式第40号の3の4の若年運転者講習終了証明書を、指定講習機関は様式第40号の3の5の若年運転者講習終了証明書をそれぞれ交付する。

第36条の16、第36条の17及び第36条の18を次のように改める。

第36条の16 削除

第36条の17 削除

(特定任意高齢者講習(シニア運転者講習)の申請)

- 第36条の18** 条例第20条に規定する特定任意高齢者講習(シニア運転者講習)を受けようとする者は、様式第40号の5の特定任意高齢者講習(シニア運転者講習)受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

第39条中第9号を第13号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 条例第14条の規定により納付すべき講習手数料のうち法第108条の2第1項第12号に規定する講習に係る手数料 様式第40号の2の高齢者講習受講申請書

(2) 条例第14条の規定により納付すべき講習手数料のうち法第108条の2第1項第14号に規定する講習に係る手数料 様式第40号の3の2の若年運転者講習受講申請書

第39条中第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 条例第7条の2の規定により納付すべき認知機能検査手数料 様式第18号の2の認知機能検査受検申請書

(3) 条例第7条の4の規定により納付すべき運転技能検査手数料 様式第18号の3の運転技能検査受検申請書

様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

様式第13号 削除

様式第14号 削除

様式第18号の2の次に次の1様式を加える。

様式第18号の3 (第29条の4関係)

運転技能検査受検申請書 年 月 日 福島県公安委員会									
フリガナ 氏 名	(氏)	(名)	生年月日						
			年 月 日						
住 所	福島県								
免許証記載事項	免許証番号	第	号						
	有効期限	年 月	日まで有効						
	交付公安委員会	公安委員会							
収 入 証 紙 欄									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 33%;">福島県収入証紙</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 33%;">福島県収入証紙</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 33%;">福島県収入証紙</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">福島県収入証紙</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">福島県収入証紙</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">福島県収入証紙</td> </tr> </table>				福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙
福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙							
福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号中「、認知機能検査」を「、認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低
くなっている」を「認知症のおそれがある」に、

「
適性検査を行う理由となつた
認知機能検査の結果
」

「
適性検査を行う理由となつた
認知機能検査等の結果
」
を
に改める。

様式第19号の4中「、認知機能検査」を「、認知機能検査等」に、「記憶力・判断力
が低くなっている」を「認知症のおそれがある」に、

「
診断書の提出を命ずる理由
となつた認知機能検査の結果
」

「
と
」
を
「
診断書の提出を命ずる理由と
となつた認知機能検査等の結果
」
に改める。

様式第40号の2を次のように改める。

様式第40号の2 (第36条の13関係)

高 齢 者 講 習 受 講 申 請 書		
年 月 日		
福島県公安委員会		
フリガナ 氏 名	(氏) (名) 生年月日 年 月 日	
住 所		
現 に 受 け て い る 免 許	免 許 証 番 号 第 号	
	有 効 期 限 年 月 日まで有効	
	交付公安委員会 公安委員会	
受 講 者 区 分 (○で囲む。)	1 普通自動車対応免許を受けている者 2 普通自動車対応免許を受けている者 (運転技能検査対象者) 3 普通自動車対応免許以外を受けている者	
講 習 年 月 日	年 月 日	
収 入 証 紙 欄		
福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙
福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙
備 考		

様式第40号の3の2中「第36条の14の2関係」を「第36条の14の3関係」に、「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同様式を様式第40号の3の6とし、様式第40号の3の次に次の4様式を加える。

様式第40号の3の2(第36条の14の2関係)

若年運転者講習受講申請書	
年 月 日	
福島県公安委員会	
住 所	
氏 名	
生年月日	
道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する若年運転者講習を受けたいので申請します。	
収 入 証 紙 欄	
福島県収入証紙	福島県収入証紙
福島県収入証紙	福島県収入証紙
福島県収入証紙	福島県収入証紙

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第40号の3の3 (第36条の14の2 関係)

若年運転者講習受講申請書

年 月 日

(指定講習機関名)

住 所

氏 名

生年月日

道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する若年運転者講習を受けたいので申請します。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第40号の3の4 (第36条の14の2 関係)

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号
に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

福 島 県 公 安 委 員 会

印

様式第40号の3の5 (第36条の14の2関係)

第 号
若年運転者講習終了証明書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2 第1項第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。
年 月 日
指 定 講 習 機 関 名 者 管 理 者
印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第40号の5を次のように改める。

様式第40号の5 (第36条の18関係)

特定任意高齢者講習（シニア運転者講習）受講申請書								
年 月 日								
福島県公安委員会								
フリガナ 氏 名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none; border-bottom: 1px dashed black; width: 50%; text-align: center;">(氏)</td> <td style="border: none; border-bottom: 1px dashed black; width: 50%; text-align: center;">(名)</td> </tr> </table>	(氏)	(名)	生年月日 年 月 日				
(氏)	(名)							
住 所								
現 に 受 け て い る 免 許	免 許 証 番 号	第 号						
	有 効 期 限	年 月 日まで有効						
	交付公安委員会	公安委員会						
講 習 区 分 (○で囲む。)	1 普通自動車対応免許を受けている者 2 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査対象者） 3 普通自動車対応免許以外を受けている者							
講 習 年 月 日	年 月 日							
収 入 証 紙 欄								
<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">福島県収入証紙</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">福島県収入証紙</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">福島県収入証紙</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">福島県収入証紙</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">福島県収入証紙</td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">福島県収入証紙</td> </tr> </table>			福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙
福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙						
福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙						
備 考								

「初心運転者講習を違反者講習に改める。」
 様式第47号中 「講習を違反者講習」 「初心運転者講習」 「若年運転者講習」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年5月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県道路交通規則（以下「改正前の規則」という。）に基づき提出されている様式第40号の3の2、様式第40号の5及び様式第47号による申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第40号の3の2、様式第40号の5及び様式第47号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（交通規制課）

福島県人事委員会

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和四年五月十三日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事部局の項中「第二十二條の四に規定する国際研究産業都市推進監、」及び「第二十三條の二に規定する企業誘致担当課長」を削り、同表教育委員会（教育庁を除く。）の項中「並びに福島県養護教育センター組織規則の一部を改正する規則（平成二十九年福島県教育委員会規則第六号）による改正前の福島県養護教育センター組織規則第四條第一項に規定する所長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和四年五月十三日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十一号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「福島学園 園長 副学園長」を「福島学園一園長 副学園長」に改める。
 「郡山光風学園 園長 次長」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）